

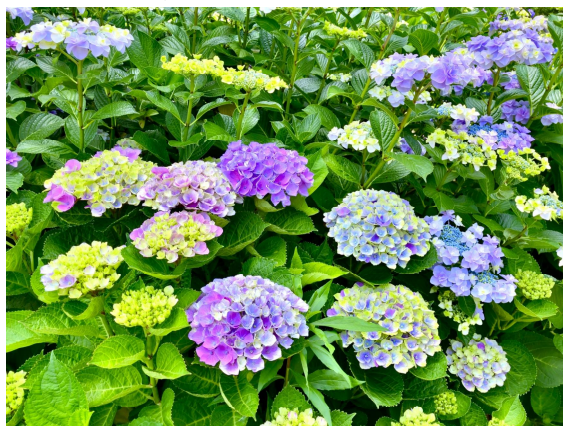
しるべ通信

第26号(2026年夏至号)

弁護士法人しるべ総合法律事務所 令和8年6月30日発行
460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-27

ご 挨拶

しるべ通信前号(25号)の発行からかなり時間が経ちましたが、26号をお送り致します。
梅雨入りした東海地方では、紫陽花が満開になっています。小雨の中に寄り添って咲いている
紫陽花の花をみると、小学校の通学の往復に見た景色を思い出してしまいます。



あじさい 日々変化する色 byふじのもり

2026(令和8)年もはや半分を過ぎようとしています。この間、弊事務所は、本年4月
から司法研修を終了したばかりの新人弁護士が加入しました。今号にユニークな自己紹介記事
が載っております。既に事務所の事件についても業務を担当しております。事務所としてはス
タッフの充実に努めておりますので、どうぞご遠慮なくご相談などご利用頂きますようお願い
申し上げます。

また、業務上大きな変化がありました、先月21日から、民事訴訟の訴え提起等の手続きが
オンライン化されましたので、私どもでも対応に追われております。詳細は今号の掲載記事に
譲りますが、宜しくご了解のほどお願い申し上げますとともに、お分かりにならないことがあ
ればご遠慮なく弁護士にお尋ねいただきますようお願い申し上げます。

さらに事務所内外の情報セキュリティも強力なシステムに変更しましたのでご安心下さい。
(連載の易しいマジックアラカルトは紙幅の都合で今号は休載いたします。)

(弁護士 相羽洋一)

法窓漫筆

法廷風景今昔

弁護士 宮 本 増

泉鏡花の名作「滝の白糸」の一場面、赤い刺繍のある法衣、法冠姿の検事村越欣也は、法廷の一段と高い検事席から、凜とした声で、自らの愛人であった水芸人白糸に対し、強盗殺人の罪で死刑を求刑した。とこれは、明治の法廷風景である。昭和23年旧裁判所構成法が廃止された折、検事や弁護士の法衣法冠は廃止され、裁判官の法服も簡素なものに変わり、法壇も低くなって検事席は法壇から降りることになった。司法民主化の一端らしい。さて、当今の刑事法廷をテレビの報道ニュースで見ていると、なんと女性関係者が多いことか、女性の社会進出の顕著な一場面である。何十年か前、ある法律雑誌で、フランスの法廷では、判事、検事、弁護士も女性ばかり、男性は被告人だけという情景を、やや皮肉を交えて面白おかしく紹介していたのを読んだ記憶があるが、今や、我が国刑事法廷の現実の姿である。平成に取り入れられた裁判員裁判の適用事件では、法壇の裁判官の横に男女の裁判員が並んで審理にあたる。これが平成以降の刑事法廷であり、裁判員の少なくとも半数が男性であることが救いであるが、明治のそれとは大違いである。

ところで、民事法廷はどうであろう。私が、名古屋地裁の旧庁舎に勤務していた昭和40年代、午前10時の開廷時間には弁護士や当事者本人で溢れんばかり、開廷すると廷吏が事件番号を呼び上げ、当事者は、予め提出していた訴状や準備書面を陳述しますと発言するだけで、ほとんどが3分診療ならぬ3分審理、おかげで11時前ころには、午前10時と同時指定されていた約10数件の審理が滞りなく終了するという具合である。流れ作業である。

このような審理のあり方については裁判所も弁護士も問題意識をもってはいたもののなかか改善には至らなかった。

ところがどうだろう。世の中ITだ、デジタルだという時代になって、あれよあれよという間に、裁判官は判事室で、弁護士は事務所の一室で座ったままにスクリーンの画面を見ているだけで、訴訟手続きが進められるようになった。いわゆるweb裁判で、便利といえはなはだ便利、何よりも弁護士はのこのこと裁判所へ出向かなくて済む。時間の節約にもなる。その一方、当事者は裁判官を含む関係者の表情をしっかりと見つめることもできず、対面ならできる相手方との微妙なやり取りも難しい。何よりも裁判の公開という憲法理念など微塵もない。要するに功利功便宜主義である。さらに、この5月からは裁判所への提出書類も紙ではなく、ネットで提出となった。デジタル化もここに極まれりと思っていたら、最高裁では、世界に比べて我が国のデジタル化は10年以上遅れており、さらにこれを推進していくとのことである。どうも行き着く先は、裁判官も弁護士もすべてAI様にお任せという法廷風景かもしれないような気がしてならない。老法曹にとっては「クワバラ クワバラ」である。

私の心配事

弁護士 原 田 彰 好

- 1 皆様いかがお過ごしでしょうか。きょうは、皆様には申し訳ありませんが、私の心配事・悩み事を書かせてもらいます。

昨今の物価高は、庶民には本当に頭の痛いところです。それもありますが、物価高にも影響を及ぼしていると思われる悲惨な戦争が終わらないことにも心を痛める毎日です。ガザやイラン、レバノン、ウクライナでは、日々子供を含む一般庶民が殺されていますが、世界はこれを止めることができていません。

日本の政治状況も、民主主義や基本的人権の保障に反する方向に向かっているように思われます。国会で始まっている憲法改正論議も、憲法9条の平和主義・戦争放棄の条項をくずす方向での議論が強いようで、大変心配です。

日本国憲法は司法試験の科目でもあり、私も当然に勉強してきました。ご存じのとおり、憲法の3原則は、国民主権、基本的人権の保障、平和主義と言われています。私が習ったところでは、日本国憲法は、第2次世界大戦、アジア・太平洋戦争において、日本がアジア諸国を侵略して多大な被害を及ぼし、日本も最終的に広島・長崎への原爆投下を含む壊滅的な被害を被るなど、戦前戦中の日本が戦争に突き進んだ歴史の反省のもとに、憲法前文で「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」「この憲法を確定する。」としています。

しかし、戦後80年が経過する中で戦争体験者もなくなりかけ、先の大戦についての歴史認識も変更されつつあるように思われ、戦後現在まで日本が戦争に参加することがなかった拠り所の一つである憲法9条が改変されようとしているこの現状は、日本の将来についての重要な心配事です。

- 2 心配の種はつきませんが、もう一つ大きな心配は、気候変動です。

(1) 地球温暖化は年々目立って進行して平均気温の最高を更新しています。昨年10月に、翌11月開催された気候変動枠組条約締約国会議COP30に向けて、科学者組織から世界の640人以上の科学者などの署名を得て「ティッピングポイントレポート2025」と題する報告書が発表されました。

この報告書について、国際農研（国立研究開発法人 国際農林水産業研究センター）のホームページの解説が分かりやすいので引用させていただきます。以下、この報告書の解説の一部です。

産業革命以降、温室効果ガスの排出によって地球の熱が閉じ込められるようになり、地球の気温は約1.4℃上昇しました。緊急に対策を講じなければ、2015年に世界各国が地球温

暖化を抑制するために誓約した1.5℃の上限を、すぐにも超えてしまうとされています。

この報告書は、地球の気温などを安定化させるシステムを構成する主要な要素の一つであるサンゴ礁は既にティッピングポイント（臨界点・転換点）を超えて、記録上最悪の世界的な白化現象の真っ只中にあるとしています。サンゴは海洋生物の最大40%を支えています、今後1世紀でさらに減少すると推定しています。ティッピングポイントはこの値を超えると不可逆的にその状況が進行してしまう値です。そして、地球の気温等を調節するシステムを構成する他の要素のティッピングポイントについてもその到達に急速に近づいており、気温上昇がこのまま続けば、システムを構成する氷河は溶け、熱帯雨林は消滅し、海流は崩壊することで、人々と自然に壊滅的な打撃を与えることを指摘しました。わずかな温暖化でも、世界中の氷河の大規模な消失とそれに伴う海面上昇、南極氷床の融解や亜極環流の崩壊等、あらゆる種類の気候のティッピングポイントを引き起こす可能性が高く、人々はより極端な気象変動、食料安全保障の悪化、海面上昇といった影響に直面することになります。一つのティッピングポイントの通過は、他の要素のティッピングポイントの崩壊を次々と崩壊していきます。例えば、永久凍土の融解は、数千年にわたって封じ込められていた温室効果ガスを放出し、地球温暖化をさらに加速させます。これにより、北極の氷の融解といった他のティッピングポイントが発生する可能性が高まります。（以上、国際農研ホームページから）

(2) このティッピングポイントへの到達を防ぐ唯一の手段は、温暖化ガスの排出をネットゼロとすることです。前記「ティッピングポイントレポート2025」でも提言されていますが、人間による温暖化ガスの大気中への放出を早急に減少、2050年までには実質ゼロとして、地球温暖化を産業革命前に比較して1.5℃の上昇の範囲に抑えることです。そして、このCO₂排出量の削減は、各国政府のやる気次第で可能とされています。自然エネルギーへの転換が最も安価で確実な方法とされています。

(3) 1.5℃目標に沿う温暖化ガス排出量の数値の道筋は、IPCC（「気候変動に関する政府間パネル」）という科学者組織が明らかにしています。

しかし、昨年2月に閣議決定された「第7次エネルギー基本計画」は、脱炭素の姿勢が低く、原発回帰等の政策として多方面から批判されているように、日本のCO₂排出量の計画はIPCCの提言の数値を超えています。

また、世界各国の削減計画も同様に必要な温暖化ガスの排出削減を超えていることが指摘されており、現状では温暖化が急速に進行すると指摘されています。

若者たちが原告となり電力事業者10社を被告として、CO₂排出量の削減を請求して2024年に名古屋地裁に提訴した「若者気候訴訟」（私も原告の弁護団の一員です。）においても被告の電力事業者はIPCCの提言を大きく超えるCO₂排出の計画を維持しています。

3、このように私の心配事は簡単に解決する問題ではありませんが、冷静に賢く考えてできるだけ未来を良くする方向で進みたい。これが昨今の私の心配事です。

皆様、地球温暖化影響を受けた暑い夏がやってきますが、それに負けることなく、お身体をいたわり、お元気でご活躍いただくようお祈り申し上げます。

裁判所における民事手続きのウェブ化及びデジタル化

弁護士 谷 口 優

今回は法律の解説ではなく民事裁判手続きの運用状況について藪睨み的に垣間見たいと思います。

1. 民事裁判のウェブ手続の運用について

(1) 弁護士の代理人がついている事件限定の運用

(ア) 裁判所は数年前からウェブでの民事裁判手続を実施しています。これを定めた民事訴訟法87条の2第1項には「裁判所は相当と認めるとき」にウェブ会議の方法で口頭弁論手続を進めることができる旨記載されているだけで、対象当事者を弁護士の代理人がいない者も対象外とはされておりませんが、そのためには最高裁判所が指定するMicrosoft Teamsというソフトを使用するため個々の裁判所を通じてメールアドレス及びパスワードを登録する必要があるなど手続が面倒であって一般人にそれを要求することは困難と思われることから、現在は双方の当事者に弁護士が代理人についた事件で、代理人が同意した事件に限る運用がされています。

裁判所は、裁判の弁論期日になると、PCを通じて裁判所、原告代理人、被告代理人の三者に接続し、映像及び音声は相互に視聴可能になります。こうして裁判所と両当事者とで審理が進められることになります。

(イ) ウェブ裁判手続のメリットについて

第一に、両当事者が裁判所に出廷しなくても代理人弁護士の事務所等から裁判手続に参加できることです。ウェブ手続の始まる以前から、弁論準備手続等の口頭弁論以外の手続については、一方当事者が裁判所に出廷し他の当事者が遠隔地にいる状態で裁判所との三者で話し合いができる電話会議により手続を進めることができましたが（前同法170条3項）、電話会議でもウェブ手続でも両当事者も代理人もともに裁判所に出廷しないままで手続を進められることになったのです。遠隔地の依頼者にしてみれば、裁判所までの交通費を負担することがなくなるというメリットもあります。このようにウェブ手続は時間及び費用の節約に貢献することになりますが、民間ではずっと以前から面談をしなくても遠隔地にいるまま取引の交渉などをするのが当然となっていましたから、裁判手続も遅ればせながら一般社会の営みに追いついたことになります。もっとも、現状では残念ながら運用により弁護士が双方当事者についている場合に限られています。

(2) 弁護士委任のない当事者の運用に踏み切れない事情

では、弁護士のつかない当事者同士の事件にはウェブ手続による取り扱いがなされないのはなぜでしょうか。日本では、訴訟手続には弁護士を代理人にしなくてはならないとい

う規定はなく、簡裁はもちろん地裁でもかなりの件数の事件が審理されています（令和6年度全地方裁判所通常第1審事件で双方当事者が本人の訴訟件数は全体の8%余りです。）

1割近くが本人同士の訴訟であるのにウェブ手続が利用されておりません。民間人でも訴訟手続に時間を取られることはそれだけ経済的損失が生じているはずですが、それなのに本人訴訟にはウェブ手続を利用させない理由として挙げられているのは、一般人は法律的知識が乏しいため画面を通して裁判官とやり取りする場合十分な対応ができないで審理の妨げになること、法廷で当事者の周囲の状況も把握できるのと異なり、遠隔地にいる当事者と画像と音声でのみ確認せざるをえない裁判官が当事者のいる場所を十分認識できない状況では、画面で見えなかったり第三者の当事者に対する不当な指示があっても裁判官が気付かないこともありうるなど、審理への悪影響が考えられます。これに対して弁護士の場合は、一般に自分の事務所でウェブ手続に参加しますから（民事訴訟規則30条の2第1項は、ウェブ手続の実施の際の当事者の状況を確認することを規定していますが、列記すれば、1通話者、2通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること、の2点とされるところ、後者の場所に関しては裁判所書記官が確認して調書に記載することになっていますので、弁護士としても自己の事務所など書記官によって雑音が少なく他者からの影響を受けない場所として理解されるようにしているのです。）、裁判所とも相手方とも落ち着いて話し合える条件を備えているとして、現段階では双方に弁護士の代理人がついた事件に限る運用がされているのです。

2. ウェブ運用における書類提出等について、

民事裁判手続のウェブ運用も大きなエポックですが、弁護士にとってもっと大きな改革が、今年5月21日から施行された、今や遅いくらいの、訴状等の申立書のオンライン提出制度です。これは最高裁判所が開発した文書ファイル送受信システムMintsを使用して行わなければならないため、現在のところ弁護士の代理人がついている事件に限られます。

裁判所に訴訟手続用に提出する書面は、訴状等の申立書に限らず、書証、証拠説明書などがありますが、申立てにおいては、Mintsの所定欄に当事者と代理人に関する情報、申立の趣旨及び理由等を入力した上、委任状や法人登記事項証明書などをpdfファイル化して添付送信することで訴え提起ができるというものです。書証や証拠説明書は別途送信すれば足りません。非常に便利なような気がしますが、所定欄への入力には細かな規定があり、慣れないうちはかなり神経を使います。また、代理人がついていない相手方（被告）はMintsが利用できませんので、訴え提起時に訴状という書面（訴え提起の際にMintsに入力した事項をプリントアウトすることも可能ですが）を裁判所に提出して裁判所から被告に送達してもらわなければならない。さらに、従前は訴訟の提起の場合、訴状に手数料として収入印紙を貼り付け、裁判所と両当事者との通信料としての予納郵券とともに納付していましたが、オンライン提出制度では訴え提起後に裁判所から指示された手数料と予納郵券額の合計金額をページーまたは現金振込で納付するという二度手間がかかるようになりました。

私ども弁護士はこれらの制度に慣れるまで時間が掛かりそうです。

振込む前に……

弁護士 成 瀬 玲

- 1 皆さん、流行りの架空の投資話にも絶対に騙されないという自信はありますか。「ある」と思われた方、ご注意ください。誰でも騙される可能性がありますから。

過去に相談に来られた方は、高齢者の方や社会経験や投資経験が乏しいという印象で、騙す側もそこに目を付けていたと思います。しかし、先日ご相談に来られた方は、社会経験も豊富、投資経験もあり、かつ判断能力も十分という方で、率直なところ「何故この方が」と驚きました。それだけ騙す方法が巧妙になったということです。

- 2 架空の投資話は、著名人を騙ったり、或いは、「有名な投資の先生」という触れ込みで、SNS経由で投資話に誘導されるというのが多いかと思います。ただ、それだけではなく、アップルのApp StoreやGoogleのplayストアに、堂々と並べられている投資関連アプリが詐欺アプリであったというケースもあります。指定された振込先に入金すると、アプリの残高に反映され、その後、あたかも投資が上手く行っているかのように、アプリ上での残高が増えて、更に入金を促されるというものです。しかし、増えたはずのお金を引き出そうとすると、「税金のため」とか、「手数料の前払い」とかの名目で追加の入金を求められるだけで、出金ができないという結果になります。そして、追加で入金したところで、出金などできません。実際に「投資」になど回されておらず、アプリ上の残高の数字が増えているだけです。ただ、信用させ、追加の入金をさせる為に、数回だけ、或いは一部だけの出金だけはできるという巧妙なものもありますが、増えたはずの「残高」の全額の出金はできません。

そして、この状況になってご相談にお越し頂いても、残念ながらどうにもならないことがほとんどです。振込先に指定された口座からは既に出金されて残高はほぼ0ですし、返金を求める相手を特定するのも、非常に困難だからです。

- 3 では、どうしたら騙されずに済むかですが、一番分かりやすいのは、振込先の口座名義をよく見るとおかしいと気付くものです。振込先の口座名義がその投資を勧誘している会社なり、個人なりの名前と違っているという場合です。そして、振込先として指定される口座の名義が、その度に違う場合には、まず間違いなく詐欺です。詐欺グループは、多重債務者などから買い受けた口座を使用して、振込先口座を次々に変更していきます。同じ口座を使っていると、金融機関から「不特定多数の人から入金のある怪しい口座」と判断され、口座を凍結されてしまうのを避けるため頻繁に口座を変更するのです。
- 4 「そんなに儲かるなら、わざわざ人に紹介したりせず、内緒で自分でやるはず」。後から冷静になって考えれば、そんなことは分かっていたはずですが。しかし、冷静でない「その時」には、分からないのです。ですから、儲かりそうな話の誘いを受けて、振込む前には、この記事のことを思い出し、振込先の口座名義を、もう一度だけ、確認して見てください。騙されないためにはどの時点でも騙されているのではないかと疑ってみることです。

同期について

弁護士 渡 邊 真 也

企業では、入社年次を同じくする人を「同期」といいますが、法曹の世界にも「同期」があります。司法試験合格後、1年間、司法修習という研修を受けます。そこで同じ時期を過ごした人たちは、法曹仲間では生涯修習第〇〇期と呼ばれ、その後の進路に関わらず「同期」ということになります。

もちろん、私にも同期がいます。なかでも、同じ班で研修を受けた仲のよい5人は、修習が終わって16年経った今でも付き合いが続いています。以前は、毎年ゴールデンウィークになると旅行に行き、西日本を中心にかなりの都道府県を巡りましたし、拠点も名古屋4人、東京1人でしたので、比較的会う機会もありました。ところが、2020年のコロナ禍で旅行は中止となり、その間、家庭の都合や、さらには拠点が名古屋、岐阜、東京、北海道と散ってしまうなど、全員が一堂に会する機会はなくなってしまいました。

そこで4年前から、東京の同期が関西方面へ出張するタイミングを狙い、名古屋駅付近で飲み会を開いています。東京の同期は、新幹線を途中下車すれば足りませんが、問題は北海道です。流石に距離が遠すぎます。それでも彼はやってきます。たかだか4時間程度の飲み会のために、北海道は日高地方からはるばる飛行機に乗って参加しにやってきます。

今年も6月に同期5人の飲み会が開かれました。今年で4回目になりますが、北海道の彼は毎年飲み会に参加するためだけに飛行機に乗ってやってきます。彼は、当日、北海道からやってきて、名鉄名古屋駅22時45分発の中部国際空港行き終電まで飲み会に参加します。そしてセントレアで1泊し、翌日朝一番の新千歳行き飛行機に乗って帰って行きます。飲み会の参加時間より圧倒的に移動時間の方が長いですし、なにより交通費は飲み会代の何倍もかかるのですが、今年53歳になる彼は日高での生活がよほど寂しいのか、毎回律儀に参加しにきます。

昨年末には、コロナ禍以降初めて皆で旅行も行きました。以前と同じように、全員が1部屋で泊まれることを条件にした結果、今回の旅館は宴会場を宿泊部屋として提供してくれました。不必要に広く、ステージがある部屋でした。6年ぶりの旅行ということで、お酒も大量に買い込み、夜中まで語り合うつもりで準備をしたものの、もともと宴会場で不必要に広い部屋では、食事の提供と同時に、全員分の布団も敷かれていました。これがよくありませんでした。食事の合間に、ちょっと休憩と言いつつ各々が布団で横になっているうちに、そのまま全員寝てしまいました。結局、午後9時には全員就寝となり、普段より健康的に過ごすことができました。翌日は、埼玉県和光市にある司法研修所を訪れ、16年前、司法修習生のときに正門前で記念写真を撮ったときと同じ構図で写真も撮りました。当然ですが、皆16年分老けていました。

本当は10年目の節目で実施したかったのですが、コロナ禍で適わず、16年目の記念写真となりました。いつまで全員が元気でいられるか分かりませんが、20年目、30年目の節目には、また同じ場所・同じ構図で写真を撮ることを企画しています。縁あって仲良くさせてもらっている同期です。この関係が今後も続いて行けたらと願ってやみません。

破産をするということ

弁護士 鈴木 亮 平

- 1 最近ある映画を観ました。その映画の中で、主人公の親が破産したことによって家族が離散したという描写がありました。このような描写は、これまでの映画やドラマの中でもよく見られますが、他にも、破産によって財産を全額没収されたとか、あるいは夜逃げをしないとあったシーンも見られ、悲劇として描かれることが多いです。そのため、このような描写があることによって、まだ、破産＝悲劇とのイメージが世間的にあるように思います。しかし、破産実務に携わる弁護士として言わせてもらえば、破産をすることは悲劇でもなんでもありません。また、親が破産したことによって財産が全額没収されたとか、家族が離散するとか、まして、夜逃げするなどということは、実務上、まず考えられません。

そこで、既にご存じの方もいるかもしれませんが、上記描写が法律上あり得ないということについて、改めてご説明したいと思います。

- 2 まず、破産したとしても財産を「全額」没収される（無一文になる）ことはあり得ません。
日本の破産法では、「破産しようとする人」の財産（現金、預貯金、保険、有価証券、車、家財道具など）の合計99万円までは、「自由財産拡張の申立て」をすることにより手元に残すことができます（なお、車について、名古屋地方裁判所の運用では、新車販売価格が300万円以下で、初年度登録から7年以上経過しているものは0円として計上できます。）。そのため、保有する財産が99万円以下の方については、財産を全部残すことができます（なお、上記のとおり、破産手続きでは、あくまでも「破産しようとする人」の財産が対象となり、その家族〔配偶者や子など〕の名義の財産は、原則として、破産手続きの対象にされることはありません〔ただし例外もあるので注意は必要です。〕。）。したがって、仮に、映画やドラマの中で「財産が全部没収された」というシーンがあれば、実務上は、破産手続きを依頼した弁護士が「自由財産の拡張の申立て」を失念していたといった可能性が高く、明らかに弁護過誤（懲戒の対象）となるため、通常はあり得ません。
- 3 また、破産をした場合、非免責債権（税金等）を除き、借金等の返済義務がなくなるため、それまで借金等の返済に充てていた分を生活費等に充てることができるようになることから、通常は生活が楽になります。また、自宅が持ち家の方の場合には、破産により自宅を手放す必要はありますが、借家の方の場合には、通常は、そのままその借家で生活することが可能です。そのため、破産をすることによって借金に苦しむ生活から解放され、通常の生活を送ることができるようになることはあっても、家族の離散や夜逃げといった事態が生じることは、一般的には考え難いです。
- 4 以上のとおり、映画やドラマで描かれる「破産」と法律上の「破産」は大きく異なり、映画やドラマの中で、破産＝悲劇として描かれている場合には、あくまでもエンタメとして鑑賞いただき、現実とは異なるということを覚えておいてもらえれば幸いです。

量産された実用品は著作物か

弁護士・弁理士 相 羽 洋 一

1 幼児用木製椅子TRIPP TRAPP（トリップ・トラップ）事件

この幼児用木製椅子については、知的財産高等裁判所平成27年4月14日判決が著作物性を認めたことから一躍有名になりました。それまで量産の実用品については余り著作物性が認められませんでした。この判決は意外にも著作物性を認める判断をしたもので、大きな話題となりました。私も「しるべ通信2016年立春号」にこの判決に関する記事を書いています。その理由部分を再掲しましょう。

2 平成27年知財高裁判決の理由

(1) ある表現物が著作物として著作権法上の保護を受けるためには「思想又は感情を創作的に表現したもの」であることを要し、「創作的に表現したもの」といえるためには、当該表現が作成者の何らかの個性が発揮されたものでなければならぬところ、応用美術はその種類が様々であり、表現態様も多様であるから、応用美術に一律に適用すべきものとして、高い創作性の有無の判断基準を設定することは相当とはいえない。

(2) 右図のような幼児用椅子について、2本脚であること、その柱部の内側に複数の溝があって座面及び足置き台がそこに差し込まれていること、2本の脚が2本の底部前方の斜めの端面でのみ結合されて直接床面に接していること、両部材が約66度の鋭い角度を成していることに作者の個性が発揮されており、創作的な表現といえる。



(裁判所ホームページから)

これらの理由から著作物性があると認めました。ただ同判決は被控訴人製品は控訴人製品に類似しないとしてトリップ・トラップのメーカー、販売会社の請求を棄却しています。

3 その後の裁判例

量産される実用品について著作権法第2条第2項に「美術の著作物」には美術工芸品を含むとされていることを根拠に、一般の著作物における同じ基準で創作性の有無を判断するとの判決内容については色々弊害があると種々の意見があり、その後の事件においては必ずしもこの基準に従わず、しかも量産実用品の著作物性を認める事案はほとんどありませんでした。その後も上記メーカー、販売会社は繰り返し類似品に対する訴えをいくつか起こしていましたが、今回、そのうちの一つについて最高裁判所（第二小法廷）がこの問題に関する統一的な判断を初めて示すことになったものです。

結論から言えば、最高裁の判決は、同じトリップ・トラップ（以下「本件椅子」といいます。）について前記の知財高裁判決とは異なり、著作物とは認められないとしたのです。

4 最高裁判所判決の判断基準

判決は、まず量産実用品について意匠法と著作権法との対比を示しました。意匠法は、産業発達のため審査を経て25年間だけ意匠権を与えるのに対し、著作権法は、文化発展のため、登録手続なしで死後70年間という超長期の権利を与えるもので、量産実用品に安易に著作権

を認めるのであれば、意匠権を取得しなくなる可能性があり、意匠法の意義がなくなると説明しています。そして、著作権者には「著作者人格権」という非財産的権利があつて、著作物の取引が複雑となり、実用品の流通やビジネスが阻害されるおそれがある、また上記のように著作者の死後70年という非常に長期間デザインを独占できる結果他人がこれを自由に利用できないことになって、産業の発達を妨げるおそれもあると、いくつか不都合な理由を指摘しています。したがって、量産実用品について、その形状等が思想又は感情を創作的に表現したものであるということができれば直ちに美術の範囲に属するものとして著作物に当たるという解釈を採ることは相当ではないという判断を示しました。

5 量産実用品で著作物と認められる場合

しかしながら、美術工芸品でも著作物と認められることが考えられますので、判決は①例えば、表面に単なる模様や表面加工の域を超える装飾が付加されているもののよう、当該付加部分の形状等が、機能と関連せず、観念上、機能に由来する構成とは別個の絵画や彫刻として把握できるものがあり、このようなものは、量産実用品に「美術の著作物」が単純に付加されたものということができ、当該付加部分に同法の保護が及ぶことは当然である。また②全体として彫刻等とも看取できるもののよう、その全体又は部分における形状等が、当該実用品としての機能と関連してはいるものの、観念上、機能に由来する構成とは別個の彫刻等として把握できるものがある。このような形状等は、機能に由来する構成とは別個に思想又は感情の創作的な表現を把握できるという点において、「美術の著作物」が単純に付加された上述の場合と同様であるということができるから、著作権法の保護を及ぼすのが相当であるとして、量産実用品でも例外的に著作物であると認められる場合があることを例示しています。結局「量産実用品の全体又は部分における形状等が、観念上、機能に由来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものである場合には、当該量産実用品の全体又は部分は、著作権法2条1項1号にいう著作物のうち、美術の範囲に属するものに当たるといふべきである」という判断基準を示しました。

6 本件椅子の著作物性

判決は、上記の基準に従って、上告人（本件椅子のメーカー、販売会社）が「本件椅子は、約66度の略L字型を成して床面から立ち上がっている2本の脚を有し、当該2本の脚の間に座面板及び足置板が床面と平行に固定されるようになっている点において創作性が認められるから、本件椅子が著作物に当たる」との主張に対し、本件椅子の著作物性について以下のとおり具体的に検討した結果、本件椅子の著作物性を否定する判断を示しました。

「上記の点は、子供用の椅子としての機能に由来する構成である脚、座面板及び足置板の配置による形状が美感を起こさせるものであることを基礎付ける事情にすぎない。そして、本件椅子の全体又は部分における形状等は、子供用の椅子としての機能に由来する構成としてしかこれを把握することができず、当該構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものではない」として本件椅子は著作物に当たらないとしました。

7 おわりに

本件最高裁判決は、量産実用品の著作物性の判断基準について、下級審では一致していなかったところ、上記5に記載の明確な基準を打ち出しました。そのため今後はこの基準で著作物性が判断されることとなりますが、ただ、この「機能に由来する構成か否か」の基準自体も裁判官が明確に判断できるものか疑問がなく、裁判例の集積が待たれます。

夏のはじまり

弁護士 近 藤 宏 一

1 夏の風物詩祇園祭

本州各地は梅雨入りして、少し憂鬱な季節が待っています。雨の日が続くと気分も沈みがちになりますが、この梅雨を乗り越えてこそ、本格的な夏の訪れを感じることができます。この時期になると、学生時代を含め10年以上を京都で過ごした私がいつも思い出すのがこの時期の京都の風物詩、やはり祇園祭です。

2 祇園祭の事前の準備

6月も終わりに近づくと、町のあちらこちらから祭囃子の練習の音が聞こえてきます。祇園祭の囃子は「コンチキチン」という独特の音色で表現されることが多いのですが、軽やかな鐘の音と太鼓のリズムが、住宅街や商店街のどこからともなく聞こえてきます。その音を耳にすると、「今年も夏が近づいてきたな」と感じたものです。6月下旬の京都は、観光客も比較的少なく、どこか落ち着いた雰囲気があります。少しずつ祭りの準備が進み、町全体が夏を迎える支度をしているような、そんな普段の京都の姿を感じることができる時期でもあります。

3 祇園祭で思わぬ法律の勉強

学生時代、友人から「祇園祭の屋台でアルバイトをするから遊びに来てくれ」と誘われ、宵山に出かけたことがありました。友人は忙しそうにフライドポテトを揚げており、その隣では、いかにも迫力のある強面の男性が、少し怒ったような表情で絶えず指示を飛ばしていました。その場では、「祭りの屋台も大変なんだな」くらいにしか思っていなかったのですが、後日、友人から思いもよらない話を聞きました。その店主は、なぜか刑事手続、とりわけ逮捕後の手続に詳しくったというのです。友人が法律の勉強をしていると話したところ、店主から、「逮捕されたらヨンパチニーヨンだろ？」と聞かれたそうです。友人は、後になって、逮捕後48時間以内に検察官へ送致され、さらに24時間以内に勾留請求をするかどうかが決まる、いわゆる「48時間+24時間」（刑事訴訟法203条1項、205条1項）のことを指していたのだと気付いたとのことでした。店主が刑事手続に詳しくったのも、店主の風貌や祭りの屋台という場所を考えると、今になって思えば、腑に落ちるところもあります。それにしても、祇園祭の宵山の出来事に関して刑事訴訟法の勉強をすることになったという思い出は今も鮮やかに蘇って、脳裏に焼きついた知識となって今に役立っています。

4 祇園祭と司法試験

ところで、つい先日法務省から2026年の司法試験の受験予定者数が発表され、約4000人が受験すると報じられていました。例年、合格者数は1500人程度ですので、数字だけを見ると合格率は4割前後となり、一見すると合格率はそれほど低くないように見えます。しかし、実際には、多くの受験生にとって、法科大学院での勉強や長期間にわたる受験生活を経て、

ようやく合格することのできる試験であり、その道のりは決して平坦なものではなく、合格率の多寡で片付けられるものではありません。

私が受験した頃は、司法試験は毎年5月に実施されていました。そのため、祇園祭は、試験を終えた解放感の中で迎える格別なものでした。受験の結果に対する期待や不安、さまざま複雑な感情を抱えながら歩いた宵山の賑わいは、今も忘れることができません（合格を果たした今では懐かしい思い出に変わってきたようにも思います。）。

現在では司法試験は7月実施となり、ちょうど宵山の時期と重なっています。受験生の皆さんにとっては、京都の町に響く「コンチキチン」の音色を楽しむ余裕もなく、試験勉強で最後の追い込みをしている頃かもしれません。梅雨の長雨を乗り越えれば、やがて夏がやってきます。そして、受験生の皆さんにとっても、この苦しい時期を乗り越えた先には、新たな一歩が待っています。今年受験される方々が、これまで積み重ねてきた努力を十分に発揮し、よい結果をつかまれることを願っております。

そして、この時期になるたびに、学生時代の思い出とともに、受験生へのエールを送りたくなる今日この頃です。



突然ですがヒッチハイクの話をしてします

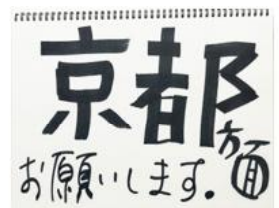
弁護士 谷 口 潤一郎

1 はじめまして

弁護士になって数ヶ月が経ちました。毎日、依頼者や先輩弁護士、事務職員など誰かの話を聞いて理解し、書類を読み、法律を調べ、そして種々の書面を起案しています。日を経るにつれ、依頼者など初対面の方とお話しする機会も増えました。そういえば東京にいた学生時代も、見知らぬ方々にいろいろお世話になりました。ヒッチハイクをしていたからです。以下は笑い話のような体験談です。北は盛岡、南は鹿児島まで行きましたし、実家への帰省に使ったこともあります。

2 ヒッチハイクのスタート

用意するものは図のようなスケッチブックと黒マジックです。道端で行き先を太く大きく書き、走行してくる車の運転席に向けて親指を立てます。東名高速などの高速道路を使う場合は、IC入口にあたる用賀のマクドナルド前からスタートするのが定番です。



もちろん流れている車に向かって立ちさえすれば、毎回すぐ車が（実際に私が使ったもの）

停まってくれるわけではありません。SAで5時間とか、誰にも止まってもらえないこともありました。もう面倒くさくなって仮眠を取ることにしましたが、どこからかコーヒー・ルンバが流れてきて、なかなか寝付くことができませんでした。

一度、声を掛けてきたドライバーに「あいのりですか？」と聞かれたことがあります。「はい、そうです」と答えたら乗せてもらえました。なぜそう思われたのかは分かりません（「あいのり」は当時の恋愛バラエティ番組です）。

ヒッチハイクでは、乗せてもらえるまでは分からないことばかりです。運転手がどんな人か、どこまで行くのか、これから何が起きるのか。もっとも乗っているうちに程などのことは分かりますが、中には最後まで分からないことや恐ろしいと感じたこともありました。工事関係の方のハイエースで、信号で止まるたびに天井からコンドームが落ちてきました。未だにどういうことか分かりません。他の日には、道中「いくら持ってる？」と聞かれたことや、行き先が行きたくない宗教施設というので断りが言い出せないまま、施設の間近まできて慌てて降ろしてもらったこともありました。今思えば冷や汗ものです。

3 ヒッチハイクあれこれ

○ヒッチハイク自体を禁止する法律はありませんが、高速自動車国道法第17条第1項に「何人もみだりに高速自動車国道に立ち入り、又は高速自動車国道を自動車による以外の方法により通行してはならない。」と規定されていて、ヒッチハイク目的で高速道路の本線上に立ち入ってはならないことになっていますからご注意ください（罰則はないようです）。

○行き先表示を掲げて車を止めようとしているときは、思いのほか当人への視線が痛いので覚悟してください。バスツアーの観光客など無礼なほど容赦なく見てきます。

○車を早く停めたいときに、ぴょんぴょん跳ねると車が停まりやすいという説がありました。が、やったことがないので真偽の程は不明です。

○行きたくない宗教施設への同行は丁重にお断りすることをお勧めします。断らないまま施設直前までいってしまうと、そこで降ろしてもらうの後ろめたい気持ちになるものですから。

○遠距離を利用した経験としては、鹿児島から渋谷まで何台かを乗り継いで、30時間で帰ってきたことがあります。1370キロくらいですので休憩時間を含めた平均時速は約45キロの計算になります。

4 おわりに

なんでこんなことをやっていたのかはよく分かりません。今でこそ依頼者の話を聞く立場になりましたが、学生時代は見知らぬ人に助けってもらってばかりでした。あの頃お世話になった方々に直接お返しをすることはできませんが、今後は別の形で誰かの力になればと思っています。これまで出会った人も、法律相談に来られる方も、最初はお互い何も知らないところから始まる点では似ています。今のところ、相談室の天井から何かが落ちてきたことはありませんが。

